

SI
ON
S

YAKE

SATO

SAKA

(税別)

0530501
02700

最高裁判所民事判例研究

東京大学判例研究会

民集七二巻五号

一 裁判所法四九条にいう「品位を辱める行状」の意義

小坂和広 七五五

法学協会雑誌(第一三七巻) 内容

論 説

会社における当事者自治の可能性と限界

——ドイツにおける人的結びつきの強い会社を中心として(五)

北海道大学准教授 三宅 新

時効援用権の理論構成に関する比較法的検討

——フランス法における「avant cause」概念の意義に照らして(一)

岡山大学専任講師 嶋津 元

法学協会雑誌(第一三七巻) 予告

論 説

共同著作物・共有著作権に係る権利行使についての一考察

東京大学教授 大淵哲也

時効援用権の理論構成に関する比較法的検討

——フランス法における「avant cause」概念の意義に照らして(三)

岡山大学専任講師 嶋津 元

判例研究